

都道府県における水資源の保全に関する条例の制定状況

項 目		長野県	北海道	埼玉県	茨城県	山梨県	群馬県	
対 象 区 域		全 域		森林の存する山間地域				
設 定 範 囲	地 表 水	取水地点を起点とする集水区域		大字単位や旧市町村単位の広範囲				
	地 下 水	地下水の採取により影響を受ける範囲	○					—
		取水地点から一定距離（概ね1 km）	○					○
指定の申出		原則として市町村長の申出により知事が指定		関係市町村長の意見を聴き、知事が指定				
措置の 対象者	措置内容							
売 買 契 約 当 事 者	売 主	助 言	○	○	○	○	○	○
		報告徴収	○	○	○	○	○	○
		立入調査	○	—	○	○	○	○
		勧告・公表	○	—	○	○	勧告のみ	○
	買 主	助 言	○	△	△	△	△	△ （所有権移転後に、 県が直接 行う。）
		報告徴収	○	—	—	—	—	
		立入調査	○	—	—	—	—	
土 地 所 有 者 等	勧告・公表	○	—	—	—	—		
	助 言	○	○	—	—	—	○	
		報告徴収	○	—	—	—	—	○
		立入調査	○	—	—	—	—	○
勧告・公表		○	—	—	—	—	○	

(参考)

①いずれの道県も罰則の規定はありません。

②上記のほか条例を制定済の県：5県（山形県、富山県、石川県、福井県、岐阜県）